



2025年 JAF全日本カート選手権 FS-125部門/FP-3部門 第5戦/第6戦



2025年 JAFジュニアカート選手権 ジュニア部門/ジュニアカデット部門 第5戦/第6戦

特 別 規 則 書

大会公示

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則、およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその細則、2025年日本カート選手権規定、2025年JAF全日本／ジュニアカート選手権統一規則、本特別規則書ならびに公式通知に従って開催される。

開催日／2025年 6月28日（土）・6月29日（日）

主催／菅生スポーツクラブ（SSC）

公認／一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

2025年6月13日改定 理由：JAF公認番号の追記



第1章 大会開催に関する事項

- 第1条 競技会名称
2025年 JAF全日本カート選手権 FS-125部門 第5戦/第6戦
2025年 JAF全日本カート選手権 FP-3部門 第5戦/第6戦
2025年 JAFジュニアカート選手権 ジュニア部門 第5戦/第6戦
2025年 JAFジュニアカート選手権 ジュニアカデット部門 第5戦/第6戦

- 第2条 競技の種目、クラス区分・格式
1. 種目:スプリントレース JAF公認No. 2025-6401
区分・格式
FS-125/FP-3部門【国内格式】
ジュニア部門/ジュニアカデット部門【準国内格式】

- 第3条 開催日、開催場所、オーガナイザー
1. 開催日 2025年6月28日(土)～6月29日(日)
2. 開催場所 スポーツランドSUGO 国際西コース 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
3. オーガナイザー 菅生スポーツクラブ(SSC)
〈代表〉TEL:0224-83-3111 FAX:0224-83-3790
〈直通〉TEL:0224-83-3116 FAX:0224-83-5545

- 第4条 大会組織委員会ならびに審査委員会
大会会長 佐々木 一成 大会審査委員長 久保 智彦 (JAF派遣)
大会組織委員長 村林 匡 大会審査委員 植田 敏明 (JAF派遣)
大会組織委員 高橋 吉男 大会審査委員 齋藤 實 (組織委員会任命)
大会組織委員 鎌田 新

- 第5条 競技役員
競技長 及川 光由 計時委員長 伊藤 定 進行委員長 八島 隆徳
副競技長 照井 文之 技術委員長 熊谷 富士雄 救急委員長 尾形 知臣
副競技長 横山 利明 副技術委員長 奥山 量徳 事務局長 池田 有杜
コース委員長 添田 浩 管制長 谷津 吉広 事務局次長 小畑 雄樹
副コース委員長 八島 敦 副管制長 西條 元彦

- 第6条 大会事務局所在地ならびに申込み先
菅生スポーツクラブ(SSC) 全日本カート選手権エントリー係
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
〈直通〉TEL:0224-83-3116 FAX:0224-83-5545

第2章 競技会参加に関する事項

- 第7条 参加申込について
1. ホームページ内のWEBエントリーから申し込むこと。その際の支払いは**6/9(月)まで**には完了すること。
2. 下記申込期間中での参加料またはピットクルー登録料の入金が確認出来ない場合は、参加を受理しない場合がある。
参加申込期間：**2025年4月29日(火)～6月8日(日)**
※ 上記の期間内にエントリーを完了すること。

※ドライバーまたは、ピット要員が**18歳未満**の場合のみ参加申込書の誓約・出場承諾書に保護者の署名および捺印と印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。
誓約・出場承諾書は参加受理書の同封物で配布され、大会当日の参加受付にて提出する。

	部 門	参 加 料	登録料	含まれるもの
参加料	全部門	56,000円	ピットクルー 3,500円／1名 エントラント 1,500円／1名	保険料・消費税含む、 2レース分

- ※ 上記に明記する保険とはオーガナイザーが付保する保険のことである。
※ ドライバー1名に対してピットクルーは最大2名まで登録可能。登録できるピットクルーの年齢は16歳以上とする。
4. 上記申込期間外のエントリーに関しましては、遅延手数料を1エントリーにつき**6,500円**とする。
※ **但し、遅延エントリー期間は6/9(月)～6/12(木)までとする。**
5. エントラント登録は、1エントラントにつき、1エントリーの受付とする。

第8条 保険について

1. 参加するドライバーならびにピットクルーは、オーガナイザーの付保する保険とは別に、2025年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則第2章 第11条 1項を満たす保険に加入していなければならない。
2. オーガナイザーの付保する保険内容ならびに保険金の支払方法、保険金額は被保険者1名について下記の通りとする。
- (1) 死亡・後遺症傷害保証金 500万円
大会参加中に傷害を被り、その直後の結果として事故の日から180日以内に死亡した場合に支払われる。
また後遺傷害については、事故の日から180日以内に後遺傷害(身体に残された将来においても回復出来ない機能の重大な傷害または身体の一部欠損で、かつ、その原因となった傷害等が治った後のもの)が生じたとき500万円にその程度に応じた場合を乗じた額が支払われる。
＜後遺傷害の一例＞
- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ・ 両目が失明したとき……………100% | ・ 1手の拇指を指間接以上で失ったとき……20% |
| ・ 両耳の聴力が全く失ったとき…… 80% | ・ 1足の第1足指を趾間接以上で失ったとき…10% |
| ・ 1腕または1脚を失ったとき……………60% | |
- (2) 入院補償金・傷害手術補償金
大会参加中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活が出来なくなり、かつ入院した場合に1日あたり4,500円が支払われる。ただし、事故の日からその日を含めて180日を限度とする。
また、入院補償金が支払われる場合に、事故の日から180日以上に病院または診療所において、入院補償金を支払うべき傷害の治療を目的として手術を行った場合、入院補償金日額に手術の内容に応じた倍率を乗じた傷害手術補償金として支払われる。但し、1回の事故に基づく傷害について1回の手術に限る。
- (3) 通院補償金
大会参加中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ通院した場合は1日あたり3,000円が支払われる。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の90日を限度とする。
- (4) 種補償金請求についての主な必要書類
- | |
|--|
| ① 償金請求書……………各補償金共 |
| ② 害状況報告書……各補償金共通 |
| ③ 後遺傷害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
……………後遺傷害保証金、傷害手術保証金 |
| ④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類……入院・通院補償金 |
| ⑤ 死亡診断書及び戸籍謄本……死亡補償金 |

第3章 エンジンおよびカート、燃料に関する事項

第9条 使用タイヤ

- (1) 使用するタイヤは、2025年全日本／ジュニアカート選手権共にドライ1セット、ウェット1セットとする。
- (2) 全日本カート選手権クラスのタイヤの銘柄は、2025年全日本カート選手権統一規則第17条10.1)(1)に準ずる。
- (3) ジュニアカート選手権クラスのタイヤの銘柄は、2025年ジュニアカート選手権統一規則第17条10.1)(1)に準ずる。

第10条 タイヤディストリビューション

- 全日本カート選手権／ジュニアカート選手権
2025年全日本／ジュニアカート選手権統一規則 第3章 第17条 10.5)に基づき、ディストリビューション制とする。
- (1) 本大会で使用するドライタイヤの購入先カートショップ名を参加申込書に記入すること
カートショップ以外の購入の方は各大会事務局への購入となります。
- (2) 使用するドライタイヤは主催者より土曜日(6月28日)配布し、使用後主催者が保管し、日曜日(6月29日)再配布を行う。
- (3) 購入先を指定した参加者は購入先指定店へタイヤ代金を支払うこと。購入先指定カートショップは、株式会社 菅生 カート推進部よりタイヤ代の請求がなされる。
- (4) 開催2週間前には入金が完了し、入金確認の上、受理書または参加受付の際にタイヤの引換券が配布される。
大会事務局にて購入される参加者はエントリー時にタイヤ代を添えてエントリーを行うこと。

部門	タイヤ販売価格
FS-125	40,250円(税込)
FP-3	37,840円(税込)
ジュニア	37,840円(税込)
ジュニアカデット	34,980円(税込)

第11条 燃料検査

ガソリン、エンジンオイルは予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合エントラントは、必ずその指示に従わなければならない。
燃料に対して不正行為の疑義が生じた場合は、詳細な検査を行う場合がある。その際に発生した検査費用の一切をドライバー(未成年者の場合は保護者)が負担するものとする。

第12条 エンジン交換／シャーシ交換

1. エンジン交換
2025年全日本／ジュニアカート選手権統一規則 第3章 第16条 2項に基づき、エンジン交換が認められる。
再登録料は下記の通りとする。

全日本／ジュニアカート選手権	
全部門	2,000円

なお、変更(交換)申請は、各ヒート20分前までに大会事務局へ提出すること。

2. シャーシ交換
2025年全日本／ジュニアカート選手権統一規則 第3章 第17条 1項に基づき、シャーシ交換が認められる。
再登録料は下記の通りとする。

全日本／ジュニアカート選手権	
全部門	2,000円

なお、変更(交換)申請は、各ヒート20分前までに大会事務局へ提出すること。

第13条 ボディワーク
2025年全日本／ジュニアカート選手権統一規則 第3章 第18条の通りとする。

第14条 最低重量
下記の通りとする。

部門	最低重量
FS-125	155Kg
FP-3	150Kg
ジュニア	138Kg
ジュニアカデット	110Kg

第4章 競技に関する事項

第15条 周回コース及び周回数
1. コース長 984m 出走台数34台(決勝進出台数)
2. 周回数

選手権	部 門	公式練習	タイムトライアル	第1レース		第2レース		セカンドチャンス
				予選ヒート	決勝ヒート	予選ヒート	決勝ヒート	
全日本	FS-125	各10分間	各7分間	16周(15,744m)	22周(21,648m)	16周(15,744m)	22周(21,648m)	12周
	FP-3							
ジュニア	ジュニア	各10分間	各7分間	16周(15,744m)	18周(17,712m)	-	18周(17,712m)	10周
	ジュニアカデット			12周(11,808m)	14周(13,776m)	-	14周(13,776m)	

第16条 公式練習
2025年全日本／ジュニアカート選手権 第4章 第24条に基づき、各部門10分間の公式練習を行う。
ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものとみなす。

第17条 タイムトライアル
各部門において参加台数が24台以内の場合はグループ分けせず、各7分間のタイムトライアルを行う。
各部門において参加台数が24台を超える場合は、1グループの出走台数が24台を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、各グループ7分間のタイムトライアルを行う。
グループ分けがある場合は2025年全日本／ジュニアカート選手権統一規則 第4章 第25条 2項に基づき、タイムトライアル出走順を、大会当日の参加確認受付時に抽選により決定し、発表はドライバーズブリーフィング開始時まで公式通知にて行う。
抽選結果に対する抗議は一切受け付けない。

第18条 予選ヒート
1. 予選ヒートのグリッドポジション
(1) ケースA:
タイムトライアルでグループ分けがなかった場合、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。
(2) ケースB:
タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムの差が101%を超えない場合、出走したグループに関わらず、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。
(3) ケースC:
タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムの差が101%を超える場合、1位は第1組の最速タイム(総合最速タイム)とし2位は第2組の最速タイム、3位は第1組で2番目に速いタイム、4位は第2組で2番目に速いタイム、5位は第1組で3番目に速いタイム、以下同様に決定する。
(4) ケースD:
更にタイムトライアルでのグループ分け(3組以上)があった場合、上記(2)および(3)の原則に従い、決定する。
(5) なお、全部門において、夫々の予選ヒートに上記が適用される。

2. 予選ヒートのグループ分け
(1) FS-125/FP-3部門:
ケースA:
出場台数が該当競技会コースの最大出走台数内の場合、グループ分けは行わず、各ドライバーが達成した予選ヒート結果に基づき、決勝ヒート出場者を決定する。
ケースB:
当該競技開催コースの最大出走台数を超える出場台数があった場合は、予選ヒートを2グループ以上に分けて行う。
2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、Aグループ予選ヒートの結果、両グループのポイントの少ない順に下表の通り決勝ヒート出場者を決定し、これ以下の者は予選落ちとなる。

当該競技開催コースの 最大出走台数	最大出走台数を超える出場台数が あった場合の決勝出場台数
34台	28台
32台	26台
30台	25台
28台	23台
26台	21台
24台	20台

予選ヒートポイント
予選ヒートでは、以下の通りポイントを付与される。
(2) 1位は0点、2位は2点、3位は3点、以後同様に1順位増加に応じて1点増加。
(3) 不出走者
不出走者は最下位の順位となる。ポイントも最下位のポイント(何名いても)となる(Aグループのグリッド数に準ずる)。
(4) 予選ヒート失格者
予選ヒート失格者は最下位より1位下の順位となる。ポイントも最下位より1つ下のポイント(何名いても)となる(Aグループのグリッド数に準ずる)。

第19条 決勝ヒート

1. 決勝ヒートの出場資格とグリッドポジション

(1) ケースA:

①予選ヒートが第18条 2項(1)ケースAで実施された場合、予選ヒートを通過した者は全て決勝ヒートに出場できる。

②グリッドポジションは、予選での成績による。

(2) ケースB:

①予選ヒートが第18条 2項(1)ケースBで実施された場合、予選ヒートを通過した者とセカンドチャンスヒートにより決勝ヒート
の出場資格を得た者が決勝ヒートに出場できる。

②グリッドポジションは、予選ヒートでのポイントの少ない順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績による。セカンドチャンスヒートで
決勝ヒートの出場資格を得た者は、当該ヒートの順位に従い、後方の位置を占める。

第20条 スタート方式

公式練習、タイムトライアルに関してはピットロードからコースインすること。

予選ヒート、決勝ヒートはウェイティンググリッドからフォーメーションラップを経てローリングスタートとなる。

尚、スタートの合図は信号を用いる。競技長の判断により信号を使用しない場合は別途公式通知を発行する場合がある。

第21条 ウェイティンググリッド

予選ヒート、決勝ヒートのローリングスタート前の待機場所は、ホームストレート上とする。

ホームストレート入場前はパドック内待機エリアにて待機すること。ダミーグリッド5分前封鎖ゲートは待機エリア入口とする。

第22条 エンジン始動ならびに作動

パドックエリア、ウェイティンググリッドならびにオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動および作動については、カートが走行可能な
装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態)でのみ認められる。ただし全日本選手権については
オーガナイザーが指定したウォーミングアップエリアにおいては、リアタイヤが接地しない状態でエンジンの始動および作動が認められる。

第23条 吸排気消音器の脱落について

走行中(公式練習、タイムトライアル、予選ヒート、セカンドチャンスヒート(設定する場合)、決勝ヒート)の吸排気消音器の脱落については下記の
通りとする。

(1) 脱落して即座に安全な場所に移動して停止した場合、および徐行にてピット(再車検場)へ移動した場合は、当該ヒート失格とする(公式
練習を除く)。

(2) 脱落して走行し続けた場合は、レース失格とする。

第5章 その他

第24条 ブリーフィング出席義務

本大会に出場するドライバーおよびエントラントは、公式通知に指定された時間のドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
ならない。この時のエントラント代理人出席者は認めるが、この代理人が抗議等をおこなう権利はなく、その様な行為をおこなう際は
正規のエントラント代表者の委任状を必要とする。

ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は、オーガナイザーが定める再ブリーフィング料を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

■ 再ブリーフィング料金 10,000円(税込)

第25条 消火器携帯の義務

各ドライバーは2025年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則 第4章 第30条 17項の条件を満たす消火器を1本以上備えておか
なければならない。

公式車検時に封印(マーキング)するため、上記条件の消火器を公式車検時間内に車検場へ持参すること。

第26条 自動計測装置

オーガナイザーが用意する自動計測装置取り付けを参加者は拒否出来ず、取り付けを拒否したドライバーの出走は認められない。

オーガナイザーが指定する時刻に発信機配付を受け、公式練習までに指定取り付け場所に装着する事。

(指定取り付け場所とは、オーガナイザーが指定する場所)

レース終了後、必ず大会事務局への返却を行なう事。

自動計測発信機を装着するホルダーは発信機とともに配付する。

第27条 データロガー用トランスミッター

トランスミッターの設置場所は最終コーナーアウト側のブリヂストン、ダンロップ看板前とする。

設置されたトランスミッターが何らかの理由により破損した場合であっても、オーガナイザーは補償せず、
弁償責任は一切負わないものとする。

設置、回収責任は設置者が負うものとする。

第28条 ピットエリア

下記の者以外のピットエリアへの進入を禁止する。

- 本大会登録ドライバー
- 本大会登録ピットクルーならびに登録エントラント
- 競技役員
- その他 審査委員会もしくはオーガナイザーより申請を認められた者（プレス関係者など）

※ 必ずクレデンシャルならびに大会事務局より配布されるアイテムを装着すること。但し、プレス関係者は、オーガナイザーより配布されるプレス専用の胸ゼッケンを着用すること。
非装着者は如何なる理由があってもピットエリアより排除されるものとする。

第29条 賞典

各部門の賞典は決勝ヒート正式結果により、正賞、副賞が授与される。
賞典対象順位は公式通知により示され、賞典の受け渡しは各クラス正式結果発表後とする。

第30条 パドック使用について

参加台数により、パドックに隣接する周遊道路をパドックとして使用する場合がある。
この際の割り振りはオーガナイザーに一任されるものとし、一切の抗議は受け付けない。

第31条 車載カメラについて

全日本/ジュニアカート選手権全部門において、車載カメラの取り付けを禁止する。

第32条 施設医療について

推奨病院1

病院名

種 別

ベット数

所在地

みやぎ県南中核病院

内科／循環器科／外科／整形外科／脳神経外科 他（計32科）

310床

〒989－1253 宮城県柴田郡大河原町西38－1
TEL:0224－51－5500
距離:15km 所要時間:15分

推奨病院2

病院名

種 別

ベット数

所在地

大泉記念病院

外科／整形外科／脳外科／内科 他（計14科）

192床

〒989－0731 宮城県白石市福岡深谷一本松5－1
TEL:0224－22－2111
距離:20km 所要時間:25分(高速道路使用)

応需病院

病院名

病院名

病院名

東北大学病院

仙台医療センター

仙台市立病院

TEL:022－717－7000

TEL:022－293－1111

TEL:022－308－7111